

「令和5年1月以降の任意のひと月の収入（所得）」×1.2倍（12カ月）が下表の限度額を下回る場合

収入 限度 額	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
	単身または扶養親族なし	930,000円
	配偶者か扶養親族のうち1人を扶養	1,378,000円
	配偶者か扶養親族のうち2人を扶養	1,680,000円
	配偶者か扶養親族のうち3人を扶養	2,097,000円
	配偶者か扶養親族のうち4人を扶養	2,497,000円

※障がい者、未成年者、寡婦（夫）、ひとり親控除がある場合を除く

所得 限度 額	扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
	単身または扶養親族なし	380,000円
	配偶者か扶養親族のうち1人を扶養	828,000円
	配偶者か扶養親族のうち2人を扶養	1,108,000円
	配偶者か扶養親族のうち3人を扶養	1,388,000円
	配偶者か扶養親族のうち4人を扶養	1,668,000円

※障がい者、未成年者、寡婦（夫）、ひとり親控除がある場合を除く